

## 浜松市情報公開・個人情報保護調整委員会要綱

制定 平成 9年1月16日

改正 平成16年4月 1日

改正 平成19年4月 1日

改正 平成22年4月 1日

### (設置)

第1条 浜松市情報公開条例(平成8年浜松市条例第67号)の規定による公文書の公開及び浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)の規定による個人情報の開示等の請求に対する決定に当たって、その処理を適正かつ円滑に行うため、浜松市情報公開・個人情報保護調整委員会(以下「調整委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調整委員会は、公文書の公開の請求に係る公文書を管理する課の長又は個人情報の開示等に係る個人情報ファイルを管理する課の長からの要請に基づき、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。

- (1) 公文書の公開又は個人情報の開示等の統一的判断に関すること
- (2) 公文書の公開又は非公開の決定に関すること
- (3) 個人情報の開示、不開示、訂正、訂正しない旨、利用停止又は利用停止しない旨の決定に関すること
- (4) その他公文書の公開又は個人情報の開示等についての必要な事務

### (組織)

第3条 調整委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は総務部長を、委員は別記に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 調整委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

### (会議への出席)

第6条 調整委員会の会議において必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 調整委員会の庶務は、文書行政課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整委員会に関し必要な事項は、委員

長が定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第 3 条関係）

文書行政課長 政策法務課長 財政課長 会計課長 上下水道総務課長  
議会事務局議会総務課長 教育委員会事務局教育総務課長